無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年七月十一日

一、墳墓等所在地　兵庫県尼崎市久々知一丁目三番二七号

二、墳墓等の名称　広済寺境内墓地

三、死亡者の本籍及び氏名　本籍籍不詳・今津貫吉、今津スエ、今津とめ子、本籍不詳・安田国男、安田秀代、その他不詳

四、改葬を行おうとする者　兵庫県尼崎市久々知一丁目三番二七号　宗教法人広済寺　代表役員　石伏　叡濡

型式住宅部分等製造者の認証に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｊ25号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第33条第１項の規定により型式住宅部分等製造者の認証を行ったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年７月11日　　日本ＥＲＩ株式会社
代表取締役　中澤　芳樹

平成12年建設省告示第1656号第２号に掲げる規格化された型式の住宅

（認証年月日：平成25年４月26日）

トヨタホーム株式会社（愛知県名古屋市東区泉１丁目23番22号）

耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）―等級３

P0007010307Ab0080102、P0007010307Ab0080103
P0007010307Ab0080112、P0007010307Ab0080113
P0007010307Ab0090102、P0007010307Ab0090103
P0007010307Ab0090112、P0007010307Ab0090113

耐震等級（構造躯体の損傷防止）―等級３

P0007020307Ab0080102、P0007020307Ab0080103
P0007020307Ab0080112、P0007020307Ab0080113
P0007020307Ab0090102、P0007020307Ab0090103
P0007020307Ab0090112、P0007020307Ab0090113

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級２

P0007030207Ab0080102、P0007030207Ab0080103
P0007030207Ab0080112、P0007030207Ab0080113

耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）―等級１

P0007030107Ab0090102、P0007030107Ab0090103
P0007030107Ab0090112、P0007030107Ab0090113

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第二項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者
(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第五四号　昭和三十七年七月六日
(二)　商号　ニューワールドツーリスト中国観光株式会社
(三)　名称、住所及び代表者の氏名　ニューワールドツーリスト中国観光株式会社　広島市南区京橋町一番二号　代表取締役　河本　文夫
(四)　主たる営業所の称及び所在地　本社（広島営業所）　広島市南区京橋町一番二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十五年五月二十三日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第二号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間における取引によって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十五年七月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年７月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①宮城中高年旅行社　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３―270号　④村上一男　宮城県大崎市古川李埣１丁目11―24　⑤宮城中高年旅行社　宮城県大崎市古川李埣１丁目11―24　⑥平成12年７月31日　⑧平成25年６月７日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県大崎市古川李埣１丁目11―24　村上一男

Ｃ　①株式会社ハッピーツアー　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３―349号　④株式会社ハッピーツアー　宮城県仙台市太白区東中田２―37―１　代表取締役　大森信樹　⑤本社営業所　宮城県仙台市太白区東中田２―37―１　⑥平成24年11月７日　⑨平成25年５月30日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫仙台市太白区東中田二丁目37番１号　株式会社ハッピーツアー　代表取締役　大森信樹

Ｂ　①福交旅行株式会社　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業第３―334号　④福交旅行株式会社　福島県福島市東浜町７番８号　代表取締役　岡本邦裕　⑤本社営業所　福島県福島市東浜町７番８号　⑥平成23年１月28日　⑧平成25年３月31日　⑩450万円　⑪福島県知事　⑫福島県福島市東浜町７番８号　福交旅行株式会社　代表取締役　岡本邦裕

Ｂ　①株式会社アウトソーシングサービス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6380号　④株式会社アウトソーシングサービス　東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー　代表取締役　藤木努　⑤本店営業所　東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー29階　⑥平成22年12月２日　⑧平成25年６月14日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー　株式会社アウトソーシングサービス　代表取締役　田中良憲